

## 物 品 売 却 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 25 日

小美玉市長 島 田 幸 三

### 1 売払物品

物品番号	物 品 名	初年度登録	最低売却価格	現在保管場所
物品 1	三菱エアロミディ	平成 7 年 10 月	250,000 円	小美玉市役所本庁舎

※最低売却価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

※詳細については、小美玉市公用車売却に係る一般競争入札実施要綱による。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく小美玉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 小美玉市暴力団排除条例（平成 23 年小美玉市条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当していない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 満 18 歳以上であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 売却物品の公開

次のとおり公開しますので、物品の確認をしてください。

- (1) 日時：令和 6 年 1 月 30 日（火曜日）及び令和 6 年 1 月 31 日（水曜日）  
午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時を除く。）
- (2) 場所：小美玉市役所本庁舎 駐車場（小美玉市堅倉 835 番地）
- (3) 事前予約について  
売却物品を確認する場合には、事前予約が必要になります。  
以下の連絡先へ公開日時の調整をしたうえで行うようにしてください。

連絡先：小美玉市役所財務部財政課管財係 電話：0299-48-1111（代表）

受付時間：公開日前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

#### 4 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する方は、入札参加資格確認に係る書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けてください。

- (1) 申請期間 公告の日から **令和6年2月7日（金曜日）** までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- (2) 提出方法 郵送（簡易書留とする。）又は持参による。  
※郵送する際は、受付期日までの必着としてください。  
※持参する際は、事前に小美玉市役所財務部財政課までご連絡ください。
- (3) 提出先 〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地  
小美玉市役所 財務部財政課管財係 電話 0299-48-1111（代表）
- (4) 申請書類 申請書類は、公用車売却に係る一般競争入札実施要綱を参照し、必要となる書類を提出してください。

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時・場所 **令和6年3月1日（金曜日）** 午前10時00分から  
茨城県小美玉市堅倉835番地  
小美玉市役所本庁舎2階 第2会議室

#### 6 入札方法等

上記の手続きにより、入札参加資格があると確認された者は、以下の方法により入札に参加するものとします。

- (1) 入札書の提出方法
  - ①入札は、郵便入札とします。  
※郵便入札のため、「小美玉市郵便入札実施要綱」を熟読すること。  
**令和6年2月21日（水曜日）** 以降に発送し、**令和6年2月29日（木曜日）** 必着で書留等により下記郵便局へ留め置きで郵送してください。
  - ②送付先 〒319-0106 堅倉郵便局留  
**【〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地】**  
小美玉市役所 財務部 財政課あて
  - ③入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。
  - ④入札回数は1回とする。
  - ⑤入札書に記載する金額は、**税抜き価格**を記載してください。
  - ⑥封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒を入れる封筒）の「封筒記載例」を参照してください。

(2) 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

#### 7 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても入札を執行するものとします。

#### 8 落札者の決定方法

(1) 開札後、入札物品に対し市が設定する最低売却価格以上で最高の入札価格の申込みをした者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、後日、くじにより落札者を決定します。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

#### 9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とします。

①入札参加資格のない者のした入札

②記名を欠く入札

③金額を訂正した入札

④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑤入札価格が最低売却価格を下回る入札

⑥前各号にあげるものほか、市契約規則等に違反した入札

(2) この公告において示した一般競争入札参加申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告及び小美玉市公用車売却にかかる一般競争入札実施要項において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

#### 10 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 11 問い合わせ先 〒319-0192

茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市役所財務部財政課管財係

TEL : 0299-48-1111 (代表)

FAX : 0299-48-1199